

○9番（水谷 喜和君） 議長から発言を許されましたので質問を始めます。

私は今回は1点質問をさせていただきます。補助金等の見直しについて。持続可能なまちづくりを進めるための行財政検討会等の議論が重ねられていることは承知しております。過日、8月21日、議会へも補助金見直しに関する方針の説明があり、令和2年度中をめどに方向性を出してほしいとのことでありました。一方、関係団体である自治会長会での会議では、行政協力員、行政連絡員等の報酬の廃止ありきで会議が進められ、年内にも廃止承諾をと迫られたとのことでした。協力員報酬等の報酬の廃止を急ぐ理由、根拠と代替案についてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（三宅 耕三君） 水谷俊郎町長。

○町長（水谷 俊郎君） 補助金等の見直しについてお答えを申し上げます。本町では高齢化に伴う個人町民税の減少や、社会保障費の増加、さらには公共施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加など町財政は非常に厳しい状況になってきております。こうした中、持続可能なまちづくりと健全な財政運営のため、平成26年度に出されました行財政検討委員会からの提言を受け、既存施設の改修による施設の充実や、陸上競技場の公認の廃止等、経費節減に取り組んでまいりました。加えて、平成30年度東員町財政の健全化に向けた集中取り組みに基づき、庁内補助金等プロジェクトチームを立ち上げ、業務全般を対象に検討を重ねてまいりました。その中で、補助金、特に団体への補助金等の見直しにつきましては、令和2年度をめどに、または内容によっては令和2年度を待たずに見直しについて、各種団体等に提案することを8月の全員協議会で説明をさせていただきました。

議員がお尋ねの行政協力員報酬や行政連絡員報酬、班長手当てにつきましては、8月の行政協力員会議、自治会長会の場におきまして、令和3年度以降廃止の意向を示させていただきました。廃止の理由といたしましては、行財政改革の一環であること。自治会加入率の低下による行政サービスの低下は行政の責任において解決する必要があること。自治会組織に補助金を交付しつつ、行政協力員にも報酬を支払っていること。また地方自治法、地方公務員法改正による特別職の厳格化に伴い、自治会長が公務員の特別職として認められなくなることなど、総合的に検討した結果となっております。年内にご承諾いただきたいと考えておりましたのは、自治会長は地区ごとに任期があり、在来地区では1月が自治会長の交代時期となっていること、併せて、自治会長会の役員も改選となることから、現在の自治会長、役員の皆様にご判断いただくということが我々の念頭にあったからでございます。

その後いろいろご意見をいただき、年内に結論を出すのは難しいと判断いたしまし

たので、再度、11月の行政協力員会議、自治会長会において、新しい提案をさせていただきました。その内容につきましては、自治会長を有償ボランティアとして位置付けまして、現在の報酬を報償費という形で支出させていただくということでございます。行政協力員報酬の廃止に向けましては、配布物を行政で行うことや、自治会對抗行事等自治会の負担となっておりますイベントなどを見直しすること。行政からお願いしている業務を見直していくことを考えております。

来年度はその報償費を一部減額させていただき、試行的に広報とういんを自治会配付ではなく、行政からの配付に切り替え、そして令和3年度からは全ての配布物につきまして、自治会からの配布を終了させていこうと考えております。そして、令和4年度には行政協力員等の報酬の全部を廃止させていただきたいという提案をさせていただきました。

自治会へ補助金として支出しておりますコミュニティ交付金につきましては、今後も継続する旨説明をさせていただいております。今回提案させていただいたのは、あくまでも個人への支払いという部分でございます。

いずれにいたしましても、今回の行財政改革に伴う補助金の見直しは、持続可能なまちづくりのためどうしても避けられないものと考えておりますので、自治会に限らず、各種団体においてもご理解いただけますよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（三宅 耕三君） 水谷議員。

○9番（水谷 喜和君） ご答弁いただきました。今、答弁の中で、まず聞いておりますと、廃止するんだということで、後でこういう仕事だけはやっていただくという逆論的な進め方、今もそうですけども、これは法改正に伴うものだというところで、私どもちょっと法改正があるんだということを聞きました。法改正の基に、出すことができなくなったからということでどんどん進められたということで、今もありましたように、11月までに返事をせえと、もう法改正なら仕方がないなということであれば、承諾しますということになれば、その旨議案をもって12月のこの議会にその旨を提案してくるんだったのかなという思いでございます。

そもそも行政協力員とは、業務内容について我々はわかっておりますけど、改めてその業務内容についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（三宅 耕三君） 町民課、松田 徹課長。

○町民課長（松田 徹君） お答え申し上げます。行政協力員さん、これは自治会長を充てると規則の方になってございますが、その私どもの行政協力員及び行政区に関する規則というもので、その行政協力員さん、現在の自治会長さんをお願いし

ておる業務の方を定めておるところでございます。そちらは、先ほど議員の方もお話をされました配布物、それから各種委員等の人材の選任でございますとか、あるいは環境美化でございますとか、それから地域の苦情・要望等を取りまとめる、そういったことをお願いしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（三宅 耕三君） 水谷議員。

○9番（水谷 喜和君） 私が幼いころから、それから現役で働いておるとき、それから今に至る間、地域で我々の時代は区長さんということで地域のこと、祭り事やら地域の生活のこととかいろんなことをやっておられたということで、区長さんあつての地域、地域あつてのまちづくりということで、今も自治会長という名前にいつかしら変わりましたが、ずっと長い間そういった方の仕事ぶりを見せていただいて、今でもよくやっていただいたなという思いが、この問題が出てきて改めてひしひしと感じております。当時の区長さんは一生懸命に地域のことをやっていただいて、年に1回の懇親会程度でお酒を飲まれて、それで済まされたのかなど。いわゆる名誉職の時代、それからときは過ぎまして自治会ということで、今はどんどん仕事が多くなって、あらゆる面の仕事、先ほど課長が述べられましたように、広報に関すること、配布物の配布、回覧板等に関すること、町が依頼する各種調査の実施、地域住民の町に対する要望・苦情等の連絡、地域の取りまとめに関すること、町が依頼する人材等の推薦、祭事、説明会等の調整、地域環境、衛生に関すること、環境の保全、環境衛生の推進及び啓発、ごみ減量、分別収集推進、これらの随すること等、大変なお仕事をしていただいていると思います。自治会長によっては、月のうち15日から20日ほど、短い時間ではありますけども、来ていただいておりますということで、ほとんど自治会長は年のうちほとんど自治会のための仕事をずっとやっていただいておりますということで、大変なお仕事を担っていただいているわけです。その報酬が頭から廃止ということで、私はどうしても納得できません。その切らないといけないほどの報酬はいくらなのか、こちらで説明いただきたいと思います。

○議長（三宅 耕三君） 町民課、松田課長。

○町民課長（松田 徹君） お答え申し上げます。議員の質問のテーマと申しますか、この補助金ということを含めますと、自治会さんという団体の方にお支払いをしておるもの、そして今ございます、行政協力員報酬、そして配布物に関することに特化した行政連絡員報酬、そして旧来からお支払いしてございますコミュニティ交付金の中に算入いたしております班長手当て、こういったものを全て含めま

すと5,000万円強というのが今年度の予算ベースの金額でございます。このうち報酬に係る部分は約1,640万円ということでございます。

以上でございます。

○議長（三宅 耕三君） 水谷議員。

○9番（水谷 喜和君） もろもろで1,600万円ほどということでございます。この管内23の自治会当たりの報酬は一律が20万円、それから戸当たりが600円ということで、一番小さな在所で23万円ほどですね。月に2万円足らずのことで毎日、毎日役場へ来て、役場の中のことをまた地域に帰っているいろんな話をしていたり、いろんな頼み事をしていたり、大変なご苦勞をいただいております。一番大きな在所でも年間50万円ほどです。この額が多いか少ないか、私は大変少ないと思っております。私の議員になってからの10年の持論は、月に最低10万円はいただきたいというのが、これは私の持論でございます。そんな中で、今、年間2万円なり、最高で500世帯もあるようなところで50万円そこそこやということで、こういったことでは、今でも自治会長のなり手が無いということで、選任にも大変苦勞されているということで、我々も地域においても大変だなという思いがいたします。その連絡員についてもそうですね。班長手当て、1万2,000円程度だと思います。それが今地域の中では自治会長もそうですが、班長も、いや班長がとてもできていないから班長をやめさせてくれと、さらには班長どころか、地域の行事ごとに出られない、それから役場の体制いろいろできないから、自治会を抜けさせてくれという個人の方、これは前から聞いておりましたが、昨今については、もう班ごと抜けさせてくれというような地域もございます。全て抜けさせてくれと、そんな状況の中、いろいろと自治会長さんは苦勞を重ねまして、地域と東員町のために一生懸命やっていたおる。それを頭から、議論もなしに廃止したことには私は大変苦心に思っております。その中で、近隣の市町はどうのこうのと言われたと聞いております。近隣の市町の状況についてお伺いいたします。

○議長（三宅 耕三君） 松田課長。

○町民課長（松田 徹君） お答え申し上げます。この近隣市町ということでございますが、まず本町と隣接いたしますいなべ市さん、地縁もございますが、それから四日市さん、桑名市さん、この隣接いたします市につきましては個人への報酬というのはお支払いされておられない現状でございます。この北勢管内8市町のうち、本町以外に報酬としてお支払いしているのはただ1町でございます。2町は謝礼ということで、この配布物に限った形で謝礼の方をお支払いしているといった状況でござ

います。

以上でございます。

○議長（三宅 耕三君） 水谷議員。

○9番（水谷 喜和君） 今、お答えいただきました。その近隣市町ではゼロだとか、あるいは報酬じゃなく謝礼、謝礼が報酬という言葉でいろいろと分けておられるようでございますが、その謝礼であろうと報酬であろうと結構なんですけど、今言われました、ないというところ、いわゆる自治会長手当、報酬、もろもろのことはわかりませんが、ないというところ、少ないところ、それから多いところもあるようでございます。そういった市町を見ていますと、ある財政状況の一つの見方ですけども、財政収支比率というのが全国的にございますし、県内の市町にございます。今、ない、ほとんどないんだというところの町を見ていますと、財政力が県下で一番、2番のワーストです。たまたまかもわかりませんが、一番出ているところが一番財政力が健全なんです。正確にはあれですけども、大体収支力の県内の財政を見ると。これはこの自治会長さんが行政とよそのことを地域へ帰っていかにつけていくか、説明しているかというところのあらわれだと思っております。先ほども言いましたとおり、自治会長さんは各種の仕事をしていただいて、住民との本当のパイプ役、行政協力員、行政区に関する規則にも、町と地域住民の自治組織との連絡を密にし、町行政の民主的かつ効率的運営を図るための行政協力員と謳ってございます。ここをしぼめて我々議員なり議会、あるいは行政だけでこのまちづくり、題材にもございませうように、持続的発展、持続可能なまちづくり、こんなことが目指せますか、その辺の見解をいただきたいと思っております。

○議長（三宅 耕三君） 水谷俊郎町長。

○町長（水谷 俊郎君） この報酬は、先ほど法改正が云々といわれましたけども、それは法改正があったというだけの話で、これは行革の一環でございます。行革の一環でこういうことになっているということをご理解いただきたいということでございます。

それともう一つ、自治会長さんというのは、地域づくりというものを自主的にやっていた団体であり、その長であるというふうに思っております。行政から仕事を委託してそれをやっていただくものではないと。行政としましては、この自治会、自治会長さんが自主的に地域づくりを行っていただくことを支援するのが、これが行政だというふうに思っておりますので、今のやり方というのは、あまりいい形ではないというふうに考えております。

そこで、我々も今までいろんなことをお願いしております。それを順次やめていくということです。例えば、配布物につきましては、今、自治会加入率が非常に低下しております。自治会加入率が低下している中で、配布物が行き渡らないという現状もございまして。これは自治会長さんや自治会の責任ではありません。これは行政の責任なんです。行政の責任において、行政サービスを税金をいただいている方にひとしく行政サービスをするということは行政の責任ですが、それができていないということは、これは今行政の責任なんです。これを行政の責任においてきちっとやっていかなければ、これは訴えられてもしょうがない状況にあるわけです。ですから行政として今までの反省も加えて、行政としてやらなければならないことをきっちり行政としてやっていこうよと、自治会長さんをお願いをしているということは間違っているじゃないかと、こういう反省もあります。ですから、法律が変わったからこういうことになっているのではなくて、行革の一環であること、また今言いましたように、行政サービスという行政の仕事を今の状況では怠っているということを言わざるを得ない。それについて、我々がきちっとやっていくと、それによって今、行政協力員としてお願いをしている仕事も当然減らしていくということでございます。

あくまでも自治会長さんが地域づくりをされる、その地域づくりに対して我々は支援をさせていただきますし、相談にも乗らせていただく。これが地域、自治組織と行政との役割だというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三宅 耕三君） 水谷議員。

○9番（水谷 喜和君） ただいま町長より行政の努力が足りないということで、これから行政のあれを進めていくということでございます。あるその配布物については300万ぐらいあれば全戸に回るんだということで、それはそれでまた一つのやり方だと思います。そうなれば、どんどん地域離れが加速するということは目に見えております。何にもしてもらわなくても行政の配布物がくるということで、そういったことで配布物はやっていいと思う。ただ、今まで、今の行政のあれが足らなかった、行政がやるべきことやということは当然でございます。その中で今まで長い間地域を引っ張ってきていただいて、行政とのパイプ役をやっていただいた方に廃止ありきで進められたということに、私はとても納得いくものではありません。それならばなぜこういう状態でありますから、こういう仕事はうちがやります、こういう仕事は誰がやりますという中でやっていただきたいなど、順番が違ったんじゃないかと、いろんな反発があったので急遽検討を変えられたんじゃないかという思いでございます。

この今の報酬とか報償費とか、ちょっと私はなかなか区別がつきにくいんですが、お隣の町においても、東員町の倍ほど出していただいて、これはあくまでも委託費だと、自治会長会に対する委託費だということを出しておられて、どんな法改正があるとうちには抵触しないでしょう。まちづくりのために一生懸命やっけていただいていますので、令和2年、3年になろうとうちは減額も考えておりませんと。東員町もそういうことが話があれば、ぜひこれだけは頑張ってください、行政協力費が出ないようであれば、別の形で、委託費という形で出していただければ出るんじゃないかと。何もとめる必要はないんじゃないかと、その中でいろんな仕事をしていただく中で、こういう部分は行政がやります。これはやりますという形で進めていただければ、何らそれに沿って減額していけばいいものを、私は自治会長会の議事録等を見せていただくと、法改正でということ、これは今自治会長さんは特別職ということに位置付けられておるようでございますが、特別職とはどういうものかということ、専門的な弁護士等、そういったものを雇われるときは特別職を雇えるんだけど、今回の令和2年4月の改正においては、今までのその自治会長さん、協力員等については外れるというならば、なぜそういった方法があるんですよということを説明して、どうしても行政協力員というのはなくなるんだと、できなくなるんだとなれば、どうしてもうちょっと詳しく順序立てて説明されなかったのかなと。まだ議会においては、今後1年半かけて進めていくという話で説明だけで終わっております。そんな中でもう前日の日に廃止ありきだと、8月18日に廃止ありきの言葉が出ています。すみません、8月19日、それから22日、26日、10月1日、10月16日という形で会議が進められたと。どこの発言の要旨を見ても、廃止ありきだということ、早く結論が出れば年内にも何らかの方針を打ち出してほしいというような発言がございます。これは行政がやらないとならん、やるべきやということについては、ちょっとそれに関連することは先ほど町長が言われました回覧物の廃止、これなら年間300万ぐらいでできますねということで記録には載っておりますけど、全く頭から廃止ありきだということをやっておりますので、やっぱりまちづくりをするには、地域の住民と行政、それからいわゆる議会のパイプ役、地域に根差した自治会長、そういったものをなくしては持続可能なまちづくりはできないと考えますが、改めて見解をいただきたいと思います。

○議長（三宅 耕三君） 水谷俊郎町長。

○町長（水谷 俊郎君） 先ほども言いましたように、法改正ではないということとはご理解いただきたいと思います。

それと、コミュニティ交付金というものについては何ら変わるものではないわけです。ちゃんとこれについてのことは言及しておりません。これは自治会に対しまして、コミュニティ交付金という形で支援をしていく、これには何ら変わりはありません。そして自治会と行政という関係、これも関係が変わるということはないというふうに思っております。今回は、先ほども言いましたように、あくまでも個人にいく部分でございまして、自治会と行政の役割分担を明確にして、関係は今までと変わらないというふうに考えております。

何度も申し上げますように、自治会、自治会長さんは、その地域を自主的に地域づくりをしていただくという役割をお持ちだというふうに思っております。行政がこれをしてくれということであるわけではないということでございますので、そこは一番のポイントだというふうに思っていますので、そこをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（三宅 耕三君） 水谷議員。

○9番（水谷 喜和君） このまま話してもなかなか平行線だということで、私はこの自治会長、どうしても自治会費を受けるんだったら、いろんな60いくつとか110の補助金団体があります。そんなことをこんな行財政の中でいろいろとまとめていただいて、最後にこういう形で行財政でお金が要ります。各種団体、こういうふうに切ってきましたと、最後に自治会さん、少し減額なり、こういうことだけはやっていただかなあかんで、こういった少しの減額になりますけど、謝礼か報酬かわかりませんが、こういったことにおさめていただけませんでしょうかというのが、僕は話し合いの基本だと思っておりますので、もう返答は要りません。そういうことで、私の思いはそうだということで、過日、新聞記事にこういうのがございました。ちょっと朗読させていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

事後報告は要らん、決定までのプロセスで情報を共有してもらわないと、ある自治体の議会で施設の廃止方針を初めて聞いた議員が町当局に苦言を呈しました。膨大な予算をかけてまで維持することはできないとする説明に傍聴した記者も仕方がないなと感じたが、住民代表の議員に現状を伝え、意見を述べる機会をもう少し丁寧に作ればよかったのと思った。対住民、対議会で説明を尽くさず、内部だけで決めて大きな判決を招いた例を他の自治体でも数多く見てきた。階段を上るたびに説明をするのは手間だが、不足すればもっと厄介な状態におちいる場合も、そこは行政も民間も同じだ。情報を共有して議論して、練った企画を事業ほど関係者は前向きになる。どんとおろして万事スムーズに運ぶのは決めた人が相当優秀か、深く尊敬を集めている



場合ではないかという、中日新聞がミウタ議論不足というような記事でございました。

以上でございます。これで質問を終わります。